

令和元年12月27日

国家公務員共済組合制度における育児休業手当金  
及び介護休業手当金の追加支給について(ご案内)

毎月勤労統計調査の不適切な取扱いに関する再集計に伴い、国家公務員共済組合法における育児休業手当金及び介護休業手当金の支給額に影響が出ることが確認されており、以下の要件のすべてに該当される方については、追加支給が発生する可能性がございます。

そのため、対象となると思われる方については、所属されている（または所属していた）国家公務員共済組合までご照会いただくようお願いいたします。

なお、要件に該当する事実を確認するための書類等のご提出をお願いすることがございますが、各共済組合における書類等の保存期間によりご提出書類等が異なりますので、詳細については各共済組合の担当者にご確認をお願いいたします。

<追加支給の要件>

- ・平成17年4月1日以降に育児休業または介護休業を開始された方
- ・平成17年4月1日～平成31年3月17日までの期間（支給額に影響が出ない平成23年8月1日～平成26年7月31日までの期間は除く）において共済組合に育児休業手当金または介護休業手当金を申請し受給されていた方のうち、雇用保険給付相当額（標準報酬等級が一定以上、概ね23等級～24等級（月額41万円～44万円）以上）であった方。

※上記要件のすべてに該当される方のうち、平成23年4月1日以降の期間のみ育児休業手当金または介護休業手当金を受給され、かつ、現在も組合員である方は、各共済組合で書類等の確認ができますので、ご照会いただく必要はございません。